

資料

独立行政法人国立公文書館利用等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月　日

独立行政法人　国立公文書館
館長　高山正也

独立行政法人国立公文書館利用等規則の一部改正について

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年規程第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

独立行政法人国立公文書館利用等規則（新旧対照表）

(改正部分のみ)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 独立行政法人国立公文書館利用規則（平成13年規程第7号）は廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 独立行政法人国立公文書館利用規則（平成13年規程第7号）は廃止する。</p> <p>3 <u>著作権の調整に関する措置</u> <u>著作権法の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が施行された場合、第6条の規定は、次のとおりとする。</u> <u>（著作権の調整等）</u> <u>第6条 館は、第3条から第5条までの規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</u></p>

(案)

宮内庁訓令第 号

宮内公文書館利用等規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 24 年 9 月 日

宮内庁長官 風岡 典之

宮内公文書館利用等規則の一部を改正する訓令

宮内公文書館利用等規則（平成 23 年宮内庁訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

宮内公文書館利用等規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第33条（略）</p> <p>附 則 (施行期日) この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第33条（略）</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(著作権の調整に関する措置)</u></p> <p><u>2 著作権法（昭和45年法律第48号）の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が施行された場合、第5条の規定は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(著作権の調整)</u></p> <p><u>第5条 館は、前2条の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</u></p>

外務省訓令第 号

外務省外交史料館利用等規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月 日

外務大臣 玄葉 光一郎

外務省外交史料館利用等規則の一部を改正する訓令

外務省外交史料館利用等規則（平成二十三年外務省訓令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年十月一日から施行する。

外務省外交史料館利用等規則(新旧対照表)

※改正部分のみ

改正案	現行
(著作権の調整) 第5条 館は、第3条及び第4条に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物や実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、予め著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権についての許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。	(著作権の調整) 第5条 館は、第3条及び第4条に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物や実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、予め著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権についての許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。
(略)	(略)
附則 1～2 (略) 〔以下削除〕	附則 1～2 (略) 3 著作権の調整に関する措置 著作権法の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が置かれた場合、第5条の規定は、次のとおりとする。 (著作権の調整) 第5条 館は、第3条及び第4条に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該著作物の円滑な利用に備えるものとする。

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 9 月 日

国立大学法人東北大学
総長 里見 進

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項の
一部を改正する規則

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項（平成 23 年 5 月
31 日総長裁定）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項新旧対照表
東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室 利用等要項</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 5 月 31 日 総長裁定</p> <p>附 則 (削除) この要項は、平成 23 年 5 月 31 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 (削除)</p> <p>附 則 (平成 24 年 6 月 29 日改正) この要項は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。 附 則 (平成 24 年 月 日改正) <u>この要項は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室 利用等要項</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 5 月 31 日 総長裁定</p> <p>附 則 1 この要項は、平成 23 年 5 月 31 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。 2 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が施行された場合、第 5 条の規定は、次のとおりとする。 <u>(著作権の調整)</u> <u>第 5 条 公文書室は、前二条の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。</u> 附 則 (平成 24 年 6 月 29 日改正) この要項は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。</p>

名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 年 月 日

国立大学法人名古屋大学総長 濱口道成

名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程

名古屋大学大学文書資料室利用等規程（平成 22 年度規程第 87 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現 行 条 文	改 正 (案) 条 文
(目的) 第1条 この規程は、公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号。以下「法」という。) に基づき、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。	(同左) 第1条 (同左)
(定義) 第2条 この規程において「特定歴史公文書等」とは、法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等のうち、資料室に移管され、又は寄贈され、若しくは寄託されたもの及び法の施行の際、現に資料室が保存する歴史公文書等（現用のものを除く。）をいう。	(同左) 第2条 (同左)
(省略)	(省略)
(著作権の調整) 第5条 資料室は、第3条又は前条に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演若しくはレコード又は放送、有線放送に係る音若しくは映像（以下「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、予め著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権についての許諾又は同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。	(同左) 第5条 (同左)
(省略)	(省略)
附 則 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 2 (省略) 3 <u>著作権法（昭和45年法律第48号）の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整の規定が置かれた場合は、第5条中「著作物、実演若しくはレコード又は放送、有線放送に係る音若しくは映像（以下「著作物等」という。）が含まれている場合」とあるのは「著作物が含まれている場合」と、「当該著作物等について」とあるのは「当該著作物について」と、「予め著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権についての許諾又は同意を得ること」とあるのは「著作者と著作権の調整を行うこと」と読み替えるものとする。</u>	(同左) 1 (同左) 2 (省略) 削る。

(省略)

(省略)

附 則
この規程は、平成24年10月1日から施行する。